

米軍基地関係特別委員会記録
<第3号>

平成31年第2回沖縄県議会（2月定例会）

平成31年3月27日（水曜日）

沖 縄 県 議 会

米軍基地関係特別委員会記録<第3号>

開会の日時

年月日 平成31年 3月27日 水曜日
開 会 午後 2時33分
散 会 午後 3時26分

場 所

第4委員会室

議 題

- 1 議員提出議案第1号 県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念することを求める意見書
- 2 議員提出議案第2号 県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念することを求める決議
- 3 議員提出議案第3号 県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念させることに理解を求める決議
- 4 議員提出議案第4号 県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念させることに理解を求める決議

出席委員

委員長 仲宗根 悟 君

副委員長	親川	敬君
委員	山川	典二君
委員	花城	大輔君
委員	照屋	守之君
委員	宮城	一郎君
委員	照屋	大河君
委員	新垣	清涼君
委員	瀬長	美佐雄君
委員	渡久地	修君
委員	金城	勉君
委員	當間	盛夫君

委員外議員 なし

欠席委員

末松文信君

○仲宗根悟委員長 ただいまより、米軍基地関係特別委員会を開会いたします。

議員提出議案第1号県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念することを求める意見書、議員提出議案第2号県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念することを求める決議、議員提出議案第3号県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念させることに理解を求める決議及び議員提出議案第4号県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念させることに理解を求める決議を一括して議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、審査の方法についての説明)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

ただいま議題となった議員提出議案第1号から議員提出議案第4号までについては、休憩中に御協議いたしましたとおり、提案理由の説明は省略することとし、直ちに質疑に入り、その説明者として提出者全員にお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、説明者着席)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

議員提出議案第1号から議員提出議案第4号までについて、説明は省略し、直ちに質疑に入ります。

なお、質疑・答弁に当たっては、挙手により委員長の許可を得てから行い、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

質疑はありませんか。

照屋守之委員。

○照屋守之委員 この県民投票の当初の目的は、県知事がそのことを尊重する、それから、日米両政府に通知をするということが目的でしたよね。そうすると、政治的な立場からすると、県知事はそのような民意を受けて、この問題解決のために条件とか対案を示して、解決をするというのが県知事の役回りだと思います。このように、県議会もそういう政治的な立場はよく理解しておりますので、議会もその民意を受けて議会としてどうするかという具体的な行動をするのが我々の大きな責務ではないかと思います。

この意見書を出して、それだけで断念を求めるということについては、議会としてもどうかと思うのです。県民投票の趣旨というか、目的外使用のような感じになっていませんか。本来は、知事がその民意を受けて具体的に条件、対案を示してやるべきではないですか。

○渡久地修委員 この県民投票条例は直接請求でされたものですが、請求者の意思も、それから、条例の中でもそうでしたが、当初は2択でした。賛成か、

反対かを明確にする。県民の意思を明確に示すということが一番の目的だったと思います。その後、3択ということで修正されましたが、いずれにしても賛成か、反対か、どちらでもないかという県民の民意をはっきりさせるというのが県民投票条例の目的だったと思います。

それを受けて、第10条で知事はその結果を尊重する。そして、それを内閣総理大臣と米国大統領に通知するという示された民意を示す一つ的手段として通知するというのでやられたものだと思います。

あと1つ、県議会としてもその民意を受けて行動を起こすべきだと。いろいろ対案などと言っていましたが、私は今おっしゃったような県議会として今後どのような行動をしていくかという点では重要な提起だと思いますので、できれば超党派で、県議会としてどのようなことをやっていくかというのはとても大事だと思います。ただ、県議会として、今、一番大事なのは、先ほども質問者からありましたが、この示された民意に対して、しっかりとした県議会としての意思を明確にする、意思を表明するという点での意見書—この意見書は地方自治法に定められた意見書。そして、決議で米国大統領なりに示していくということは、県議会で活動している我々の務めではないかと思って、我々はその辺を議論して提案した次第であります。ぜひ御理解願いたいと思います。

○照屋守之委員 この民意と、法律的な行政手続、これが明らかに違うことも県議会議員として我々もわかっていることです。今回の県民投票については、本来はこういうものについては白紙の状態、まだ何もない状態で賛成か、反対かということで県民の意思を問えば、そこは明確になりますが、残念ながら日米合意から22年経過して、沖縄県も一緒になって、国も一緒になって、県が翁長知事のもとで埋立承認をして、工事が進められております。これは明確な事実です。これは民意ではありません。翁長知事は、民意によって選挙で当選しましたが、法律的な行政手続を受けざるを得ないという形で埋立承認取り消しについて平成28年12月20日に裁判で負けて、同年12月26日に埋立承認取り消しを取り消して、埋立承認した形で工事がスタートしている。それは、翁長県政でやったことです。

ですから、そのような民意と法律的な行政手続は違うという中で、工事がこれだけ一県の責任で工事が進められていると言っても過言ではないと思っています。埋立承認する権限は沖縄県ですから、そのような中でやってきて、あえてここで県民投票の結果を受けて辺野古の工事を断念すると言う。県は、承認して進めさせているわけです。非常に矛盾を感じますよね、議会としては。県は進めさせているのです。これは事実です、法律的な手続によって。県のそれ

ぞれの港も工事が進むように使用を許可して採石を運んだりして、ここまで来ているわけです。

ですから、私どもが非常に思い悩むのは、県民投票の結果は尊重しますと。実際に沖縄県が埋立承認をして、工事が進められているという現状と、今、提案者がおっしゃるように基地建設を断念するという、非常に厳しいことを我々はやろうとしているわけです。その辺の矛盾というか、非常に複雑ではありませんか。

○渡久地修委員 今、照屋委員から質疑がありましたが、提出した私たちと照屋委員の見解には、言ってみれば180度かもしれませんが、見解が違うところがございます。県の責任で工事を進めさせているという趣旨、正確ではないかもしれませんが、そういうことをおっしゃっていましたが、これに私たちは異論があります。全く逆だと思います。県は埋立承認を撤回しました。撤回したことは我々も生きていると思っています。我々としては国が、撤回したものを無視して工事を強行していると私たちは思っています。

そして、何よりも県民投票で示された民意を、沖縄県民から選出された県議会議員として、その民意に沿った活動をすることが大事だと思って、この意見書・決議を提出した次第ですので、ぜひ御理解いただきたいと思います。

○照屋守之委員 ですから今一というのは後の話ですよ。最近ですよ、撤回は。私が言っているのは、平成28年12月26日にもとの埋立承認というものを翁長知事は認めているのですね。平成28年12月20日の最高裁判決で、翁長知事は違法だと。埋立承認取り消しは違法だという判決ですよ。それを受けて、12月26日に翁長知事は埋立承認取り消しを取り消して、埋め立てを承認した形になっているものですから工事が進んできたのですよ。工事は進められてきましたね。今の撤回というのは最近の話ですよ。工事が進められて、これは今新たな事情が発生して撤回しましたね。この撤回の効力を取り消しするという事で裁判を起こしましたね。

これまでは、今は撤回もそうですけれども、県も行政手続、法律の手続によってやってきましたと。撤回はつい最近ですよ。もうここまで工事は進められているのですよ。1428億円くらいの工事が契約されているのですよ。キャンプ・シュワブの陸上部もこの埋め立てに応じて、滑走路建設に応じて施設の再編が進められてきたのですよ。これは県も認めてきたのですよ。ですからそういうことも含めて、撤回をしていると言いますけれども、これまで進めてきました。この撤回も今度裁判があつてどうなるかわからないという状況にあります

ね。

そうすると、撤回は阻止するということになってはいますが、撤回というのは今後の問題です。最初は埋立承認、最初からの問題ですね。撤回は、これまではいいと。今後の後はだめですよということですから。これまでつくられたものについても責任を負わないといけませんね。ですから、そういう工事が進められているという現状と、県がそれは埋立承認してきたという権限を持つ県の責任とですね、現状で工事が進められてきて1400億円余りも投じられて工事が進められてきたと。

ここで今、あえて民意を受けて工事の断念をすることということになりますけれども、そうなりますと、断念したにしても1428億円の工事、この補償をどうしますかという話になるのですよ。国はこれまで県の理解を得てやってきたわけですからね。今後、ではつくらせないということになると、ここに補償なりさまざまな県の負担、新たな問題が生じると私は思っているのですよ。

ですから、この基地建設を断念するという意見書を出される方々は、これまで負ってきた県の責任と、ここまで工事が進んできた現状と、それと民意ですよ。ここをどう調整してこの問題解決をされようとしているのか。この県民負担ですね。国に対する補償、これはおのずとそうになっていくと思いますよね。

つい最近識名トンネル問題で、県は非常に大きな責任を負わされましたね。あれは7000万円、もとの職員が2人で背負って最高裁まで行ったのですよ。あの問題ですら7000万円、県の職員が支払いをするということになってはいますから。ここは国のお金ですよ。国費を投じて、国民全体の理解を得て1428億円というものが投じられた。断念しなさいというからには、では今までの分については誰がどう責任を負うかという。これはおのずと恐らく住民監査請求とか住民訴訟が起こってきますよ。ですからこの問題は、非常に我々、反対をつくらせないというような県民の思いと、これまで法律的な行政手続によって進められてここまで来ましたというものも含めて、非常に大きな責任を負うということになりますけれども、その辺については提案者はどのようにお考えですか。

○渡久地修委員 先ほど翁長知事が当時埋立承認の取り消しを行ったことに対して違法だと最高裁が断じたということを書いていましたけれども、私の見解では、翁長知事が取り消したことに対して裁判所は違法ということ断じたのではなく、前の仲井眞知事がやったものに関して裁判所が示したもので、仲井眞知事のものはいわゆる間違っただけでなかったということの判断だったのではないかと私は記憶しています。ですから、翁長知事が承認を取り消したことについて、これが違法かどうかというのは判断されていなかったのではないかと

思います。いずれにしても、翁長県政は最高裁の判決を受けて、これは取り消したわけですね。その後、新たなもの、出てきたものの事由で撤回をしたわけですね。これは法律に基づいて行ったものですから、その撤回は生きているということですね。

ですから、これは行政がどうのこうのと言っていますけれども、私は沖縄県はやはり翁長知事は公約に沿って、玉城デニー知事も公約に沿って、民意を受けて当選してその公約を受けてそのとおり動いていると思っています。私たち提案者としては、そういう民意とかいろんな法律の問題も、水産庁の見解をねじ曲げたりいろんな問題で、やはりそれをすりかえて工事を強行していると理解していますので、特に今何よりも大事なものは、直近の県民投票で72%が埋め立て反対ということを確認に示したときに、県議会はそこに沿った意思表示をしてくださいという県民の県議会に対する、しっかりとした責任を果たすという立場で提案していますので、その辺御理解いただきたいと思っています。

○照屋守之委員 最高裁の判決は、仲井眞前知事の埋立承認を取り消した翁長知事の判断は違法だと言うのです。これは明確です。仲井眞前知事の埋立承認取り消しをした翁長知事の取り消しは違法だという話です。ですから、翁長知事は12月26日にわざわざ埋立承認取り消しの取り消しについて沖縄防衛局長宛てに文書を送るのです。明確です。その時点で埋め立ては承認されたのです。ですから工事が始まったのではないですか。

私どもが一番議会として考えないといけないことは、それは選挙の民意であり、こういう県民投票の民意であり、それは尊重します。ところが既に国は法的な行政手続で県に対してそういうものをして、県もそれを受けてサンゴの移植もやってきたではないですか。そういうものを含めてやってきている中で、これは県民投票の結果を背景にして、建設を断念することを求めていくという。県議会もそういうことをわかりながらこういうことをやるという。これが私は理解しがたいのです。

ですから、私どもが対応してきた一沖縄県がこれまで平成8年4月12日に日米合意がなされて、これまで22年経過して、これは県も名護市も含めて一緒に詰めてきてここまで来てやってきた分、選挙での民意あるいは県民投票での結果も含めて尊重しないとはいけませんが、これだけ県も一緒になってやってきた部分を見捨てて断念しなさいということではなくて、県知事はその民意を受けて、やはりこの問題を解決するというのが行政の仕事ですので、解決するために条件を出したり、対案を出したりという形でしっかり国と交渉する。そういうことになっていかないと、県民の民意は民意でどんどん示しました。一方で

は、国は行政手続で進めます。県もその行政手続を受けてやってきましたということが起こってくると、県民の民意というのはいつまでたっても反映されないではないですか。

今、問われていることは、民意ではありません。それを受けて県知事がどうするか、政治がどうするかではないですか。特にそういう面では与党としても大きな責任があると思っています。今、こういう形で断念ということよりは、本当に具体的に対案や条件などを示して、23年目になるこの問題解決をどうしていくかということと一緒に考える時期ではないですか。違いますか。

○渡久地修委員 先ほどの照屋委員の質疑で、県も一緒にやってきたと盛んに言っていましたが、これについては私たちは賛同できません。先ほどありました取り消しの話も、あのときの最高裁判所が出したものは、翁長知事が取り消したことについては言及していません。あれは、仲井眞前知事がやったものは間違っていないかということを行っているのです。翁長知事が取り消したことについては多分言及していないと思います。

しかし、最高裁の判決が出たので、県としては従うということのみずから取り消しを取り消して、いわゆる承認が生き返ったことになりますので、一緒にやってきたということとは違うと思います。そして、対案や国と交渉すべきではないかということは言っていましたが、これは先ほどデニー知事が会談を申し入れて、飛行場を停止して、県民投票の結果を受けて工事を停止して、交渉期間を設けてくださいと言ったことに対してこれも政府が拒否をして、私たちからすれば工事を強行しているわけです。

そして、先ほどから問われているのは知事だと言われますが、私たち提案者側としては、問われているのは政府だと思っています。なぜ、県も反対している、県知事も反対している、県民投票で72%が反対しているのに聞く耳を持たずに工事を強行するのですかと。それを中断してくださいということを要求しているということです。

○照屋守之委員 中断と言っても、先ほど言いましたようにこの22年間ずっと積み上げてきて、いよいよ仲井眞知事ときに埋立承認の願書を出して審査をして承認をもらって、ずっと調整してきたのですよね。今の場所も、名護市も、歴代の沖縄県知事もやってきたのですよ。

先ほど言いましたように、ゼロであればそれは賛成、反対、民意で当然できますよ。1426億円をかけてあの陸上部のシュワブの再編工事を入れるともっとそれよりかかっていると思います。そういうところも含めてやってきているこ

の今の状況です。我々、問題解決は今の状況ですよ。今の状況でそういうものがはたして妥当なのかという疑問があって私は今、これを聞いているわけです。

ですから、そういう裁判の結果、先ほど翁長知事のものは触れていないと言っていますが、明確に判決文に書かれています。翁長知事のものは違法だというふうな。だから翁長知事は平成28年12月26日に取り消しをするわけですが。それと同時にもう一つは、裁判のときに和解をしているのですよ。県は和解をしてどちらが勝っても協力をするという約束なのです。国が負けたら辺野古はもう断念です、その時点で。残念ながら県が負けましたからね。県は裁判の結果によって協力をしていくというのが和解条項なのです。ですから今、撤回も含めて、これ裁判の結果からすると和解条項にも反するようなことになっていると私は思っているのですよ。これ客観的に見てですよ。ひいき目ではないですよ。

ですから、そういうことを我々は議会としてある程度把握をしていますから。断念というからにはこの問題解決、こういうふうなものを意見書を出すことによって問題が解決することには私はならないと思っているのです。先ほど言いましたように、やはりこれは総理大臣、県知事、じかにそういう話し合いをする。なぜ話し合いがうまくいかないかといったら、同じことをずっと要求ばかりしても話し合いはうまくいきませんよね。国の立場を言う、県の立場を言う。これですっと同じことではないですか。ですから、そこはやはりかわりになるようなものを、沖縄県はこう考えていますと、条件もこういうふうと考えていますと。何とか辺野古をとめてできませんかというようなものが、対話であり交渉でありと思っているわけです。そういうふうなところまで持つていくのにどうするかということですが、いつまでも国が悪い、国が考えないといけないというふうな今のやり方で、この問題は解決するのかという話ですよ。そこはどうですか。解決に向けて。

○渡久地修委員長 いろいろ和解の話も出ていましたが、あれは私たち提案者としては客観的にもそうだと思いますが、あれは別裁判のものだと理解しています。ですから別の土俵の話で、別の土俵のことを議論してはだめだと思います。

同じことを繰り返していると言っていますが、今とても大事なのはやはり県知事選挙とか、いろいろな選挙で何度も民意が示されてきたとこちらにも書いてありますが、今度の県民投票というのはこれに絞ったわけですよ。いろいろな、野党の皆さんも大変苦勞があって、本当に皆さんの頑張りもあって全県

実施が実現しました。3 択になって。それは本当に県議会の努力として、与党、野党歩み寄ったというのは大変評価されていると思います。それに対しては、与党の提案者としても野党の皆さんの御尽力については、本当にもうこれは敬意を表するものだと思いますが、それが示されたものに対してやはり県議会としてしっかりと、初めて示されたわけですから、二元代表制の知事がどうのこの言うことも大事ですが、言う前にやはり県議会として明確な意思を示すということはやはり県民に対する責務だろうと思いますので、その辺はこの結果に対してそれを尊重するように求めるということで御理解いただきたいと思います。

○照屋守之委員 当然理解、尊重しますが、議会として民意と国の行政手続、法律は違うものだという事は明確にわかっているのです。今、断念を求めるといふ意見書ですが、断念したらこれまでの事業費なども含めて、誰がどう責任をとるのですか。これは先ほど言いましたように、県も埋立承認をしてここまで来ているのです。港の使用も許可して、サンゴの移植も許可して、ここまで来ているのですよ。1428億円というお金が投じられているのです。断念をしてくださいと言いますよね。それでは、提案者は、断念したらこれまでの分の責任を負えますか。補償も含めて、誰が責任をとるのですか。

○渡久地修委員 先ほど来、言っていますが、県も承認して一緒にやってきたという立場には私たちは立っていません。仲井眞知事は確かに承認しました。

その後の選挙で、翁長知事が辺野古に絶対基地はつくらせないと公約に掲げて当選しました。多分10万票の差だったと思います。その後、デニー知事も辺野古に基地をつくらせないということでやってきました。それから、本部港の使用なども言っていますが、県としては政治的には絶対つくらせないと立場の中で、いろいろな行政的なやりとりの中で出されたものに対して、これはとめることができないとか、いろいろなことがあることは確かです。しかし、常に工事の中止を求めてきたという事実は事実としてありますので、それを県も多くの県民も反対し続けてきて、これを無視して強行してきた。それを今までやってきたから、断念したら補償は皆さん方が負いなさいというのは筋が通らないと私たちは思っています。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

山川典二委員。

○**山川典二委員** 確認したいのですが、今回の決議の中で相手先が国際連合事務総長、国際連合人権理事会議長とありますが、これまで県議会で国連の人権理事会宛てなど、国連宛ての宛先はあったのですか。

○**渡久地修委員** 確認したところ、これまで復帰前の立法院当時と、1995年の海兵隊の少女暴行事件のときだったかということで、国連に送ったことがあるということです。

○**山川典二委員** これは国連の事務総長と国連人権理事会議長宛てなのですが、送ったら受理するような段取りになっているのですか。あるいは、その後の対応の状況はどのようになるのですか。

○**渡久地修委員** 国連に私たちが送るのはかなり議論しました。幾つか理由があります。

1つは沖縄の米軍基地は米軍基地でもあるのですが、国連の基地にもなっています。日本には7つの国連の指定基地があります。キャンプ座間、横須賀海軍施設、佐世保海軍施設、横田飛行場、そして沖縄の嘉手納飛行場、普天間基地、ホワイトビーチ。これは一応国連指定になっている一実態は私はこれは米軍基地だと思うのですが、一応国連の指定基地にもなっているのですよ。ですから、そういう意味ではこういう決議がアメリカ大統領宛てに上げていますよということが一つ、そして沖縄でこういったことが起きていますよと知らせる、認識してもらおうという意味で、この国連の事務総長と人権理事会宛てに一これは見ておわかりだと思いますが、抗議の決議にはなっていません。認識してください、理解してくださいという意見書、これは全国の都道府県知事、議会、議長宛てもそういうふうに、県議会ではこういう県民投票が行われてこういう結果になったので、こういう意見書、決議をやっているので認識、理解していただきたいという中身になっております。

段取りはどうかということなのですけれども、そこまではまだ私たちとしてはやっておりません。決議が上がった時点で郵送なりになると思いませんけれども、送る手はずになると思えます。

○**山川典二委員** その目的はよく理解できるのですが、送った後の段取りも確認して、出すのが筋だと私は思うのです。

この中身を見たら、まさに沖縄はアメリカの植民地ではないとか、私たち沖縄県民はアメリカ国民との友好は望むが、服従は望んでいないとか、こういう

コメントが来ると、何だろうという話には私はなるでしょうし、今特にこの国連の人権理事会というのは191国連加盟国の中の47の理事国で構成されておりまして、各アフリカであるとかアジアとか東ヨーロッパとか、5つの地域で別れて、3年任期なのですが、国によっては1年とか2年で交代すると。今の理事国の構成を見ますと、アフリカがブルキナファソとカメルーン、エリトリア、ソマリア、トーゴ。それからアジアがバーレーン、バングラデシュ、フィジー、インド、フィリピン。東ヨーロッパがブルガリア、チェコ。南米がアルゼンチン、バハマ、ウルグアイという形で、担当の人権問題の設置があったときに、幹事国としてやるところなのです。これはほとんど発展途上国なのです。つまり、人権が十分に成熟していない、いろいろな課題を抱えている国がほとんどなのです。

そういう人権理事会の構成の中で、これまでのものを見てもどういことが議論されているかと言いますと、最近では中近東ガザ地区の、イスラエルのガザ侵攻を非難するということで議論されているのですが、これも実はかなりもんだ形になっている。これがメーンの議論になっているのです。それからシリアのアサド政権による反政府デモ弾圧に関する会合でも、これは子供307人を含めて4000人以上が殺害をされていると。そういうことが基本的な、主な議論の会合なのです。そういうところに、わざわざ今回出すというのは、まさに沖縄が人権抑圧されているのですかという趣旨の、皆さんのお考えでこれを出すということなのですか。その辺はやはり明確にしてほしいのです。

○渡久地修委員 私たちはとにかく沖縄の実態、この沖縄は植民地ではないというのは、これまでも全会一致でオスプレイの墜落のときとかも意見書の文案の中に書かれて、全会一致で決議されています。例えば普天間第二小学校に窓が落ちて、なのに飛行機が運用停止されなくて709回か避難をさせられる。ましてや避難シェルターがつくられていくとかというのは、まさにこれは子供たちの人権がないがしろにされているとしか私は思わないのです。これは民主主義の問題であると同時に、この県民投票の結果が無視されるということは、民主主義であると同時に沖縄県の地方自治、沖縄県民の人権の侵害につながるのではないかと、私たちはあえてここにこういうことが起こっています、県民投票ではこういう結果になっています、認識してくださいということを発信しようということで提案しているわけですので、ぜひ御理解願いたいと思います。

○山川典二委員 やらうということは十分理解します。国際社会にも今の沖縄

の現状を発信するというのは非常にいいことだと思いますが、私は今回のこの人権理事会、議長宛ての部分、少し沖縄県議会としてそぐわないような気が個人的にしております。むしろ誤解を受けるのではないかと。むしろ別の方法でアピールする、発信する方法もあったのではないかと思うのです。ですから、私はぜひ今回この部分だけは取り下げをいただいて、別の方法でやり直すとか考えたほうがいいのではないかと思うのです。

というのは、前回のジュネーブでの翁長知事の二、三分のスピーチの中でも、決してこういう状況ですよと知らしめることはできたのだけれども、結果として、理事会の中では相手にされなかったのですよ。現実的には。やはりこれは大きいですよ。でもそれをやるのだったらやり続ければいいのですが、しかしやり続けるでも、もう恐らく本当に議論にならない。だから別の方法論がむしろ皆さんのほうで模索してやったほうがいいなと思います。

まして50%条項というのは、世界の基本的な基準になっているわけですから、全有権者の約38%、これはこれでそういうことも向こうではいろいろ調べるかもしれませんが、いずれにせよ国連の国際連合事務総長、国際連合人権理事会議長宛てということであれば、もう少し精査をして、さっき言った可決された後にこの段取りも確認するという、こんなレベルでなくて、用意周到にしっかりと確認して、私はもう一回出してもおかしくはないと思うのですよね。これは恐らく本当にこの中で一こんなことがあるのかくらいで、本当に沖縄の現状が十分に伝わるか。今回、県民投票の中で、今、着々と進んでいる辺野古—これは日米政府で合意したものが進んでいるわけでございます。国連の分担金も2018年までは第1位がアメリカで第2位が日本でした。今、2019年からは、アメリカ、中国、日本となっておりますが、そういう日米を批判するような、これはこれで構わないのですけれども、しかしもう少し方法論をしっかりと精査をしてやったほうが、県議会として本当の意味での説得力を持つのではないかと私は思いますがいかがですか。

○渡久地修委員 全員、私たちとしてはそこに送りたいと思っています。

やはり日米両政府で合意したから従いなさいというのは、これは沖縄県民としては納得できないというのが今度の県民投票の結果だと思いますので、やはりその県民投票の結果をしっかりと世界に発信していくというのはとても大事だと思います。

○山川典二委員 この国連宛先の部分だけでも取り下げのお考えはないですか。

○仲宗根悟委員長 休憩いたします。

(休憩中に、渡久地委員より、全会一致にするための文案調整の提案なのかとの確認があり、そうではないとの説明があった。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

渡久地修委員。

○渡久地修委員 ぜひ沖縄の今の実態を知らせていくためにとても大事だと思いますので、ぜひ皆さん御賛同よろしく願いいたします。

○仲宗根悟委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 質疑なしと認めます。

以上で、議員提出議案第1号から議員提出議案第4号までに対する質疑を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、説明者は自席へ戻る。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

これより、議員提出議案第1号から議員提出議案第4号までの4件について、採決いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案の採決の方法等について協議)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

これより、議員提出議案第1号から議員提出議案第4号までの採決を行いますが、その前に、意見、討論等はありませんか。

(「意見、討論なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 意見、討論等なしと認めます。

以上で、意見、討論等を終結いたします。

休憩いたします。

(休憩中に、公明党会派所属の金城委員及び維新の会会派所属の當間委員が退室した。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

これより、議員提出議案第1号県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念することを求める意見書、議員提出議案第2号県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念することを求める決議、議員提出議案第3号県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念させることに理解を求める決議及び議員提出議案第4号県民投票の結果を尊重し、辺野古沿岸部の埋立工事を直ちに中止し、新たな米軍基地建設を断念させることに理解を求める決議を一括して採決いたします。

議員提出議案第1号から議員提出議案第4号までは、挙手により一括して採決いたします。

なお、挙手しないものは、これを否とみなします。

お諮りいたします。

議員提出議案第1号から議員提出議案第4号までは、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○仲宗根悟委員長 挙手多数であります。

よって、議員提出議案第1号から議員提出議案第4号までは、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

(休憩中に、公明党会派所属の金城委員及び維新の会会派所属の當間委員が入室した。)

○仲宗根悟委員長 再開いたします。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○仲宗根悟委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案の処理は全て終了いたしました。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委 員 長 仲宗根 悟